

# 使用料・手数料見直し指針

受益と負担の公平性を確保するための指針

# 使用料・手数料見直し指針

## はじめに

受益者負担の原則とは、行政が提供するサービスを特定の者が利用して利益を受ける場合、そのサービスにかかる経費を受けた者が負担すべきであるという考え方である。

受益者負担の見直しについては、この受益者負担の原則に基づき、今後、使用料及び手数料の見直しを行うこととする。

使用料とは、地方公共団体の行政財産の使用または公の施設の利用の対価として、その使用者または利用者から徴収する金銭のことで（地方自治法第225条）、道路・河川占有料、市営住宅使用料、市民会館使用料、公民館使用料、体育施設等の使用料がある。

手数料とは、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する経費として徴収する金銭のことで（地方自治法第227条）、戸籍謄本・住民票の写しの交付手数料、各種証明手数料等である。

使用料及び手数料は、条例で定めなければならないこととされている（地方自治法第228条）ことから、使用料・手数料条例、各種施設の設置条例等により、その額を定めて徴収しているが、経費に対する収入割合が低く、税等によりその大部分が賄われている現状にある。

従って、少子高齢化社会の進展とともに行政需要が多様化する中で、「行財政運営の健全性と行政サービス水準の確保」を図ることや、「負担の公平性」を確保するために、利用者がどこまで「負担すべきか」、「税でどこまで補うできか」について、基本的な考え方を定め、利用者に応分の負担をしていただくという受益者負担の考え方を原則とする。

## 1 使用料・手数料の現況

本市における現行の使用料・手数料については、それぞれの行政サービスに応じて様々な算定基準によって設定されています。

これらの料金は、「他の施設料金を参考にして」とか、「概ねこの程度が妥当」とかが基準となって設定されているものが多くあるのが現状であり、また、料金設定以来現在まで同じ金額で長年据え置かれたものも多くあります。

本来、これら行政サービスの経費は、市税で賄われるのが基本ですが、サービスを受ける対象が全市民であったり、一部の市民であったりするため、使用料・手数料として利用する人から徴収するものは、そのサービスを利用する特定の人利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

すなわち、使用料は「行政財産の使用又は公の施設の使用」などの対価として、また、手数料は地方自治体が「特定の者のためにする事務」に要する費用に充てるために、利用者が負担することとしています。

したがって、使用料・手数料の設定については、利用する人と利用しない人との均衡を

考慮し、負担の公平化を確保しなければなりません。

また一方において、サービス提供を行う行政においても、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト削減に努め、利用者負担の軽減を図るとともに利用者の理解が得られる料金設定を行う必要があります。

これらのことから、使用料・手数料の見直しにあたっては、受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、継続的な行政コスト削減努力を前提に、「算定基準の明確化」と「受益者負担の原則」の確立を図ることを目的とします。

受益者負担の適正化は、厳しい財政状況の中で、歳入を確保するという側面が強調されがちではありますが、決して歳入確保だけが見直しではありません。

施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用などで利益を受ける人がいれば、その利益に見合うだけの負担をお願いすることが、住民間の公平の確保と住民サービスのトータルとしての向上を主な目的としなければならない。

このことから、使用料・手数料は住民生活の全般にわたり、深く関わっているものが多く、常に住民の理解と協力が得られるよう、定期的な見直しを行っていく中で、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、コスト削減の努力を続けながら、より一層の適正化を図っていく必要がある。

なお、使用料の見直しについては、使用料単価を見直す前に「使用者数、利用率の増加」に向けた努力が必要である。

## 2 使用料・手数料見直しの目的

### (1)算定基準の明確化

使用料は、公共施設等の利用者から、その利用の対価として納付されるものであり、利用者の立場に立ち、当然安価であるほど高い効用が得られるが、この場合、公共施設の維持管理等に要する経費は税金で賄われることとなり、市民全体の負担となる。

このため、施設を利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

このことから、利用する人に応分の負担を求めるにあたっては、その受益者負担額の積算根拠を明らかにし、分かりやすく説明できる使用料設定を行うこととする。

なお、法令等により算定基準が規定されているものは、その方法によるものとする。

### (2)受益者負担の原則

市税を市民サービスの根源的な財源としているが、すべてのサービスを市税で賄うことは困難であり、施設の維持管理等にかかる経費を施設使用の対価として、使用料により経費の一部を賄っている。

従って、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保される。

## 3 使用料の見直し基本方針

### (1)使用料見直しの基本的ルール

受益者負担を原則とした使用料の見直しに関する基本的な考え方は次のとおりとします。

#### 施設管理費の算定

- ・施設管理費を統一的な方式により算出するほか、民間水準も考慮することとする。

#### 受益者負担割合の決定

- ・施設の性質により定められた受益者負担割合とします。

#### 使用料の決定

- ・施設稼働率などを考慮し、実際の使用料を算出します。
- ・料金的大幅な増加とならないよう激変緩和措置を講じます。

## (2)施設管理費の算定

公共施設については、行政サービス基盤の整備、市民活動、地域活動の支援といった観点から、使用料収入のみではなく、市が一定の税負担により、施設の整備・管理運営を行うことも必要であると考えられることから、使用料については、市の共通ルールとして、施設の維持管理・運営に係る経費のうち経常的管理運営費の一定割合を利用者負担とすることを基本とし、施設管理費を次の3つのコストに分け、それぞれ算入する項目を明らかにします。

### 施設管理費算定の基礎（サービス提供のため必要とする経費）

#### 人件費にかかるコスト

- ・算入項目：給料、職員手当（扶養、調整、住居、管理職、通勤、期末、勤勉）、共済費
- ・非算入項目：職員手当（時間外、児童）、退職手当積立金
- ・算出方法：現在委託中の施設は、人件費補助も含めた現在の委託額で算出します。直営施設は石巻市の職員給料平均単価を使用し、間接的な管理人件費を勘案し算出します。

#### 物件費等にかかるコスト（サービス提供のために必要とする経費）

- ・算入項目：賃金（臨時職員等に係るもので、人にかかるコストに計上されるものを除く。）需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、手数料、火災保険料等）、委託料（施設の管理委託料等）、使用料及び賃借料（借家・借地代、リース料等）、減価償却費（大規模修繕に係るものも含める）、その他受益者が負担すべきと考える施設の維持管理に係る経費（報償費）とします。
- ・非算入項目：用地取得費。また、国・県の補助金や、普通交付税の基準財政需要額に理論上算入される地方債元金償還金は除きます。
- ・算出方法：減価償却費 = 取得価格 × 0.9 ÷ 耐用年数（定額法）  
耐用年数、残存割合は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づくこととします。

#### その他のコスト

- ・算入項目：支払利息（総額を減価償却の耐用年数で割った額）普通交付税の基準財政需要額に理論上算入される地方債利子償還金は除きます。

### 施設管理費の算定

- ・施設管理費算定の基礎による算入項目の合算により求めます。

$\begin{aligned} \text{施設管理費} &= \text{人件費にかかるコスト} + \text{物件費にかかるコスト} \\ &+ \text{その他のコスト} \end{aligned}$
--

### (3) 受益者負担割合の決定

市が提供する公共サービスは、道路や公園などの市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、宿泊施設や駐車場の運営などのように特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは、使用料金を設定することは困難であるとともに、負担の公平化が確保できているとは言えません。そこで、提供する公共サービスを性質別に分類し、その分類ごとに受益者負担の割合を設定することとする。

#### 施設のサービスの分類と負担割合

使用料の設定にあたっては、サービスの性質に着目せず、一律一様に費用負担を求めると逆に公平性を損なうことになる。

このため、施設ごとのサービスの公共性と市場性とに分類するほか、必需性（基礎的）と選択性に分類し、利用者負担を決定するものとする。

従って、わかりやすくするため、次の2つの分類基準を設け、非市場的（公共的）と市場的を縦軸に、基礎的（必需的）と選択的を横軸にとり、各施設が提供する性質別に分類する。

- ・サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質により次のような2つの基準の組み合わせで区分する。

#### A サービスが基礎的なものか選択的なものか

- a 基礎的サービス 日常生活上、ほとんどの市民が必要とするサービス、または社会保障的であるサービス
- b 選択的サービス 趣味やサークル活動など、人によって必要性が異なるサービス

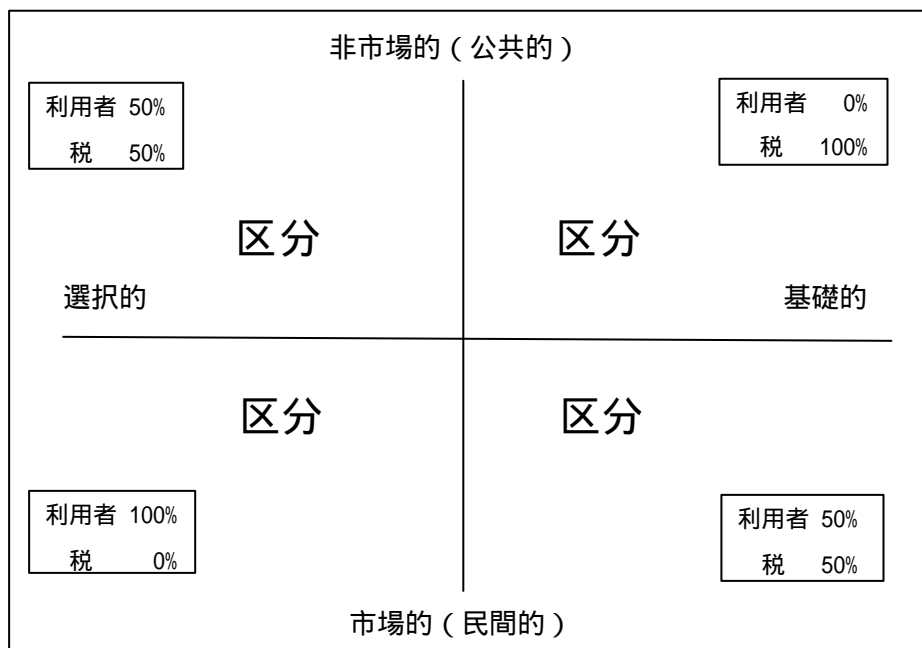
#### B サービスが市場的なものか非市場的なものか

- c 市場的サービス 民間でも同様のものが提供されており、行政と民間が競合するサービス
- d 非市場的サービス 民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

この結果、サービスは次のように分類されます。

- 区分 基礎的な非市場的なサービス  
 (市民が日常生活を営むうえで最低限必要とするサービス)  
 ・公共性が高く、民間での提供は難しく、市民の大半が利用する必需的な公共サービス(専ら行政が提供するサービス)  
 例: 道路、公園、図書館、児童館等
  
- 区分 選択的で非市場的なサービス  
 (人によって必要性が異なり、民間にはあまりないサービス)  
 ・公共性は高いが選択性も高く、特定の市民の生活や余暇をより快適で潤いあるものとするサービス  
 例: 体育館、野球場、テニス場、市民会館
  
- 区分 選択的で市場的なサービス(民間でも同じような施設が提供されているサービス)  
 ・民間でも提供され選択性も高く、特定の市民に生活や快適で潤いあるものとするサービス(人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス)  
 例: 駐輪場、駐車場、温泉施設
  
- 区分 基礎的で市場的なサービス(民間では提供されにくいサービス)  
 ・主に行政が提供しているが、民間にもあるサービス  
 例: 市営住宅

この分類を図化すると次のとおりとなります。



## 受益者負担割合の明確化

使用料を決定する際には、当該サービスがどの区分にあたるのか関係課と協議し明確にしていきます。

また、現在使用料を徴収していないサービスであっても、受益者負担に馴染むサービスについては、各担当課において、どの区分に該当するかを検討し、受益者負担の適正化に努めることとします。

なお、受益者負担の割合は、社会情勢の変化に応じて見直しを行うこととする。

### 負担割合の基本的な考え方

- ・区分 は、行政による提供が必要なサービスであり、大半の市民が利用するものなので、市民全体で負担する。
- ・区分 は、区分 の対極に位置し、特定の市民が利用し、他の区分に比べて行政が提供する必然性も少ないため、受益者負担とする。  
仮に必要経費の全てを受益者負担としても、民間の利用料と違い、利潤の上乗せがないので、市場価格よりは高くないと考えられる。
- ・区分 及び区分 は、区分 と区分 の性質を併用するが、区分の方が選択性が高く、区分の方が社会保障性も含まれるため、区分の負担割合を高くすべきという考え方も成り立つが、わかりやすさに重点を置くこととし、差は設けない。

よって、次のとおり整理することとした。

区分	公費負担	100%	受益者負担	0%
区分	公費負担	50%	受益者負担	50%
区分	公費負担	0%	受益者負担	100%
区分	公費負担	50%	受益者負担	50%

## (4) 使用料の決定

### 使用料の算定

- ・ 本来、受益者が負担すべき総額は次の算定のとおりとなり、この使用料総額を利用可能時間で割戻し、1時間当たり使用料を決定します。

$$\text{使用料総額} = \text{施設管理費} \times \text{負担割合}$$

$$\text{受益者負担総額} = \text{施設管理費} \times (1 - \text{公費負担割合})$$

$$\text{受益者負担額(使用料収入)} = \text{受益者負担総額} - \text{減免等}$$

$$\text{使用料単価} = \text{使用料} \div \text{目標人員} \cdot \text{利用率}$$

- ・ 上記により算出された額が、理論上の受益者に求める負担額ですが、使用料を最終的に決定するためには、市民生活への影響、他の自治体の状況、類似施設の状況などを考慮する必要があります。



- ・ さらに、各施設の設置目的や性格、管理運営についての考え方や施設・設備の立地条件、規模、老朽度合、充足度など様々な要因を考慮し、適正な額を決定する必要があります。
- ・ 具体的には、同一目的の施設ごとに、これまでの収入実績や稼働率などを根拠に、統一的な使用料金を設定します。

#### 改定額の上限について

市民生活への影響を考慮し、改定使用料の上限は、特別な場合を除き、現行額の1.5倍とする。

#### 4 使用料の見直しにあたって

施設使用料の見直しにあたっては、次の事項に留意しつつ計画的に見直しを行っていくこととする。

受益者負担の考え方、設定の根拠、見直しの理由などを明確にし、市民にわかりやすく説明するよう努めること。

使用料の増額は、施設利用者の減少につながることから、施設内サービスの向上を図るとともに、利用者数の維持・増加による使用料収入を確保するよう努めること。

合理的・効率的な管理運営を行い、維持管理コストの削減に努めること。

使用料の見直しをする場合、利用者にとって急激な負担増となる場合、計画的に改定することとする。

利用者団体等が無料で利用している施設については、減免の見直しに基づき判断する。

使用料の見直しは、原則として3年ごとに行うこととするほか、本方針についても、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 5 手数料の見直し基本方針

### (1) 手数料算定の基本的な考え方

証明書発行等にかかる事務手数料は、本来業務から特定の者の利益のために発生した事務にかかる経費であり、費用算定もその考え方によって行っています。

従って、証明書発行等にかかる費用については、受益者が100%負担することが妥当と考えます。

#### 事務費算定の基礎

人件費にかかるコスト  
使用料と同じです。

物件費にかかるコスト  
使用料と同じです。

その他のコスト  
使用料と同じです。

#### 事務費の算定

- ・事務手数料の費用算定方法は、1分あたりの「人件費にかかるコスト」に処理時間を掛けたものと、「物件費にかかるコスト」と「その他のコスト」を処理件数で除したものを足し、1件あたりの費用を算出します。

$$\begin{aligned} \text{手数料} &= \text{1分あたりの人にかかるコスト} \times \text{処理時間} \\ &+ (\text{物にかかるコスト} + \text{その他のコスト}) \\ &\div \text{処理件数} \end{aligned}$$

#### 手数料改定について

- ・具体的な改定時期等については、今後の検討とします。
- ・改定額の上限は使用料と同様、現行額の1.5倍とする。

## 6 減免について

減免は、これまで高齢者や障害者への配慮や、各種団体活動の支援・促進のため、政策的に実施されてきましたが、各施設間で、対応が統一されていないものもあり、利用者にとって不公平となっている場合もあります。

今後は、受益者負担の原則からも、減免については、特例的な措置であることを再確認し、真に止むを得ないものに限定する必要があります。

## 7 コスト削減

サービス提供を行う行政においては、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト削減に努め、利用者負担の軽減を図るとともに利用者の理解が得られる料金設定を行う必要があります。

このため、コスト計算書の作成を毎年行い、使用料・手数料の見直しについては、概ね3年ごとに行うこととします。

## 8 基本方針の適用

平成22年度から使用料及び手数料の減免見直しが行われることから、減免見直し適用後、その減免を実施した場合の市民への影響や効果等の状況を見極めながら、使用料・手数料の改定を行うこととする。

なお、合併調整方針で決定されている事項については、特別な場合を除いて、それに従うこととしますが、類似施設等間で料金に大きく差異がある場合や長期にわたり料金見直しが行われていないものについては、今後3年間で調整や見直しを図っていくこととします。

ただし、指定管理者制度により施設管理運営を委託した施設については、指定期間中の料金改定は行わないものとします。

## 9 その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとする。

個々の使用料・手数料の中には、本方針に馴染まないものや法令等により、使用料・手数料の算定方法が定められているものなどがあり、本方針や減免基準によらないことが適当な場合があるので、これらについては、個々に対応するものとする。

付帯設備については、各施設ごとに検証のうえ、使用料の算出方法に準じ、適正な額を設定することとする。